

# 漏水 や 凍結 など 水道管の修理は 市の指定給水装置工事事業者で

水まわりの急なトラブルは慌ててしまいがちですが、修理のために業者を呼んで作業が完了した場合、消費者側から来訪を求めた契約であるとしてクーリング・オフが適用されないケースがあります。修理業者の選定、作業内容や費用の確認は慎重におこない、トラブルを未然に防ぎましょう。

## 相談事例①



突然の漏水に慌て、電話帳で見つけた業者に連絡して修理をしてもらった。その場で修理代を支払ったが、後になって相場よりかなり高額だと分かり、不満だ。



## 相談事例②



旅行中に水道管が凍結してしまい、ネット検索で見つけた業者に見に来てもらった。高額な修理代を提示されたので断ったところ、出張費として数万円を請求された。広告では『出張・見積り無料』と書かれていたので、納得できない。



～水道管修理のトラブルを未然に防ぐために～

石狩市のホームページに指定給水装置工事事業者一覧が掲載されています。

## 1. 市の指定給水装置工事業者に依頼する

水道管の修理は、指定給水装置工事事業者として水道法に基づく市の指定を受けた事業者である必要があります。修理を依頼する際は、指定給水装置工事事業者、または、指定事業者が加入している【石狩管工事業協同組合(☎0133-73-8658)】に相談しましょう。

## 2. 工事の前に費用を確認する

作業の工賃や技術料は、業者によってまちまちです。急ぎで依頼する場合でも、工事に先立って、見積り費用や出張費の有無、作業内容・工事時間・費用の概算とその内訳を確認し、メモを取っておきましょう。

## 3. 応急処置を知っておく

漏水等が激しい場合でも、応急処置でしのぐことができれば慌てることもありません。漏水している器具の止水栓か自宅配管の元栓から止めるなどの対処法を知っておきましょう。



「こまったな…」と思ったら、相談してください！

石狩市消費生活センター ☎0133-75-2282

石狩市役所1階(平日 午前10時～午後4時)

※ 土日・祝日の電話相談は消費者ホットラインへ ⇒

消費者ホットライン 188

いやいや!  
局番なし

日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。